

## 南丹市子ども・子育て会議の書面会議の実施方法（案）

南丹市子ども・子育て会議条例第6条の規定により、子ども・子育て会議は会長が招集し、委員の半数以上の出席をもって開催することとしているが、やむを得ない理由により会議を開催することが困難であると会長が認めるときは、書面で各委員の意見を聴取できるとともに、審議会の議決に代えることができるものとする。

なお、当該実施方法は、南丹市子ども・子育て会議条例第8条に基づき定めるものとする。

### 1 書面会議の実施方法

- (1) 意見等の返信期限を定めて、会議資料等を子ども・子育て会議委員（以下、「委員」という。）に送付する。
- (2) 期日内に委員の半数以上から返信があった場合、会議が開催されたものとし、返信があった委員を出席者とする。
- (3) 書面表決を必要とする場合は、氏名を記入し、一議案ごとに委員の賛成又は反対を明らかにするように実施する。
- (4) 議決は、会議に出席した委員の過半数の同意をもって行い、これをもって決議したものとみなす。なお、可否同数のときは会長の決するところによる。
- (5) 会議終了後、事務局は議事録（表決内容及び意見等の記録）を作成し、会長は委員に報告する。